

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分  
取消等上告提起事件、所得税更正処分取消等上告受理申立て事件

国側当事者・国

平成23年9月5日却下・許可抗告

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年2月18日判決、本資料2  
61号-28・順号11618)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月27日判決、本資料26  
1号-132・順号11722)

決 定

上告人兼申立人 甲  
同訴訟代理人弁護士 牛木 純郎  
被上告人兼相手方 国  
同代表者法務大臣 平岡 秀夫

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 本件上告受理申立てを却下する。
- 3 上告費用及び上告受理申立ての費用は、上告人兼申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、当審の判決正本が上告人兼申立人に送達されたのは、平成23年8月9日であ  
って、本件上告状兼上告受理申立書を当庁に提出したのは同年8月24日である。

したがって、本件上告提起及び上告受理の申立ては、民事訴訟法318条5項、313条、285  
条に規定する期間の経過後に提起された不適法なものであって、その不備を補正することができない。  
よって、主文のとおり決定する。

平成23年9月5日

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 春日 通良

裁判官 太田 武聖

裁判官 小林 元二

事件番号	平成●●年(〇〇)第●●号 平成●●年(〇〇)第●●号
送達報告書 <input type="checkbox"/> 民訴法107条1項1号 <input checked="" type="checkbox"/> 民訴法107条1項2号、3号、2項	
送達書類	決定(23.9.5付け)正本 予納郵便切手返還書(4040円)
受送達者	牛木純郎
あて先とした場所	茨城県龍ヶ崎市 牛木法律事務所 (上告状兼上告受理申立書記載の送達場所)
<p>上記の書類は、平成23年10月3日 午後2時30分 東京高等裁判所内郵便局の書留郵便に付して送達した。</p> <p>書留郵便物受領証は、<input type="checkbox"/>末尾に添付する。 <input checked="" type="checkbox"/>書留郵便物受領証つづりにつづる。</p> <p>平成23年10月3日 東京高等裁判所第20民事部 裁判所書記官 松本昌邦</p>	

民訴規則 44条の 通知	<input checked="" type="checkbox"/> 通知	方 法	<input type="checkbox"/> 封書・ <input type="checkbox"/> はがき・ <input checked="" type="checkbox"/> ファクシミリ	裁判所 書記官 印
		相手方	受送達者	
		年月日	上記送達日	
	<input type="checkbox"/> 非通知	4条5項(受送達者 <input type="checkbox"/> 所在不明・ <input type="checkbox"/> 外国所在)		

(注) 該当する事項のにレを付する。